

避難実施要領

高知県高岡郡四万十町長

8月 1日 13時30分現在

市町村域内避難 及び 市町村域外避難

1. 国及び県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2. 事態の状況・関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時間	令和〇年 8月 1日 (木) 12:00 頃
発生場所	J R窪川駅 (四万十町琴平町16-24)
実行の主体	テログループ X X X
事案の概要と被害状況	J R窪川駅構内にて爆発物と見られる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	J R窪川駅構内に滞在している者及び J R窪川駅周辺地域の住民を早期に避難させることが必要。
気象の状況	天候：晴れ 気温：30℃ 風向風速：南 1m

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	J R窪川駅から概ね300mの地域を含む地区 古市町(一部)・東町(一部)・本町(一部)・琴平町・ 北琴平町(一部)・榑山町
避難先	窪川中学校 (北琴平町・琴平町) ・窪川運動場 (その他4地区)
避難誘導の方針	徒歩 (北琴平町・琴平町) 徒歩→バス (その他4地区)
避難開始日時	令和〇年 8月 1日 (木) 13:30
避難完了予定日時	令和〇年 8月 1日 (木) 15:00

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：避難者の避難誘導及び要避難地域内の通行規制等を実施 消防：避難広報及び避難者の避難誘導を実施 鉄道事業者：鉄道の運行の停止及び駅構内への立入を禁止 バス事業者：立入禁止区域内への運行を停止及び避難者の運送
連絡調整先	県対策本部：町職員を2名派遣 現地調整所：町職員を2名派遣

3. 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性	犯人グループは確保できていないため、要避難地域外の住民にも不要な外出は避けるよう呼びかける。また、要避難地域内に町役場が含まれているため、現地の対策本部を四万十清流消防署内に設置する必要がある。
地域の特性	要避難地域には町役場、農協等があり、町民に加え多くの職員等が滞在している。
時期のよる特性	夏場であり、気温も高いため、避難者の体調等に留意する必要がある。

4. 避難者数（単位：人）

地区名	地区住民	滞在者		総避難者数
		うち避難行動要支援者数	※職場・客等	
古市町（上本町2）	20	5	10	30
東町（上本町2）	45	10	30	75
本町（上本町1）	50	10	10	60
琴平町（全域）	350	50	300	650
北琴平町（東琴平町・北琴平町1,2・駅前町・昭和町2,3・学園通り）	290	45	40	330
榊山町（全域）	270	40	100	370

5. 避難施設

5-1 避難施設

避難先施設名 所在地	収容可能人数 (人)	連絡先(TEL)	連絡担当者	留意事項
四万十町立窪川中学校 (四万十町香月が丘8-18)	3,210	0880-22-0020	窪川中学校 教頭	北琴平町 琴平町
四万十町窪川運動場 (四万十町金上野949)	—	0880-22-3576	四万十町役場 生涯学習課	古市町・東町 本町・榊山町
四万十町立窪川小学校体育館 (四万十町琴平町7-8)	268	0880-22-0102	窪川小学校 教頭	窪川小児童のみ

5-2 一時集合場所

一時集合場所名	所在地	連絡先(TEL)	連絡担当者	留意事項
四万十清流消防署	四万十町古市町5-1	0880-22-0001	消防署副署長	—

6. 避難手段

輸送手段	鉄道・ <u>バス</u> 船舶・ <u>徒歩</u> その他（ ）		
輸送手段 (詳細)	種類（車種等）	大型バス	
	台数	3台	
	輸送可能人数	550人	
	連絡先	0880-22-1131（株式会社 四万十交通）	
輸送力の配分の考え方	窪川中学校は徒歩にて避難（避難行動要支援者以外）。 消防署から窪川運動場までピストン輸送する。		
その他の 輸送手段	避難行動要支援者	町公用車及び警察人員輸送車（居宅者）	
	その他（入院患者等）	町公用車及び施設福祉車両（介護施設等）	
避難手段に関する留意事項	窪川小の児童は体育館に避難する。		

7. 避難経路					
避難に使用する経路		窪川中への避難については学園通り、 窪川運動場への避難については国道56号線を主経路とする。			
交通規制	実施者の確認	警察官			
	規制にあたる人数	10人			
	規制場所	学園通り及び国道56号線の交通規制を実施			
警備体制	実施者の確認	警察官			
	規制にあたる人数	10人			
	規制場所	交通規制を行っている付近で警備を実施			
避難経路に関する留意事項					
8. 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
8-1-1 一時集合場所への避難方法					
地区	誘導の実施単位	輸送手段	避難先	集合時間	備考
古市町	上本町2	徒歩	四万十清流消防署	14:00	
東町	上本町2	徒歩	四万十清流消防署	14:00	
本町	上本町1	徒歩	四万十清流消防署	14:10	
榊山町	全員	徒歩	四万十清流消防署	14:10	
8-1-2 避難施設への避難方法					
地区	誘導の実施単位	輸送手段	避難先	避難完了予定時間	備考
古市町	上本町2	バス	窪川運動場	15:00	
東町	上本町2	バス	窪川運動場	15:00	
本町	上本町1	バス	窪川運動場	15:00	
榊山町	全員	バス	窪川運動場	15:00	
北琴平町	東琴平町 他5地区	徒歩	窪川中学校	14:30	
琴平町	全員	徒歩	窪川中学校	14:30	
8-1-3 避難行動要支援者等の避難方法					
地区	誘導の実施単位	要援護者への支援事項			輸送手段
古市町	上本町2	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
東町	上本町2	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
本町	上本町1	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
榊山町	全員	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
北琴平町	東琴平町 他5地区	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
琴平町	全員	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			町公用車・警察車両
8-2 職員の配置方法					
配置場所		避難所（2箇所）・一時避難所（1箇所）・交差点等（9箇所）			
人数		避難所：5名×2箇所 一時避難所・交差点等：2名×10箇所			
現地調整所		連絡要員を2名配置。			

8-3 残留者の確認方法	
確認者	警察官・消防
確認時期	14:30
確認場所	要避難地域内
確認方法	拡声器、防災行政無線、個別訪問 等
措置	残留者に対し、避難するように求める。
終了予定日時	15:00
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	状況に応じて、避難施設にて提供
食事場所	状況に応じて、避難施設にて提供
提供する食事内容	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導者・避難所担当職員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9. 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<p>近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。</p> <p>避難中の爆発に備え、できる限りヘルメット、長袖、長ズボンを着用する。</p> <p>避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、最小限の着替えや日用品等を携行する。</p>
事態の特性	<p>犯行グループが確保されていないため、十分注意して避難する。</p>
時期の特性	<p>気温が高いため、衣類の選別、タオル、水分補給等に留意する。</p>
一時集合場所での対応	
避難者を大型バスにて順次輸送。	
10. 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静に毅然とした態度を保つこと。</p> <p>防災活動服や腕章等を着用し、誘導員の立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p> <p>混乱が予測される場合には、それに先立って迅速な情報提供を行い、冷静な行動を呼びかけること。</p>	
11. 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<p>防災行政無線や広報車にて伝達を行うとともに、</p> <p>各避難所の担当職員から避難住民への伝達を行う。</p>
避難実施要領の伝達先	高知県(危機管理・防災課)・警察・消防・その他関係機関
職員間の連絡手段	現地で行動する職員には、班単位で簡易無線機を携行させる。
12. 緊急時の連絡先	
高知県高岡郡四万十町 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>電話：0880-22-3111</p> <p>FAX：0880-22-3123</p>